

別表第 1 (第40条、第42条、第44条関係)

種目	対象者	性能等	耐用年数
特殊寝台	1 下肢又は体幹機能障害が 2 級以上の障害者 2 難病等により寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有すること。	8 年
特殊マット	1 下肢又は体幹機能障害が 1 級の障害者で常時介護を要するもの及び療育手帳 A の障害者 2 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の障害児及び療育手帳 A の障害児で、いずれも 3 歳以上であるもの 3 難病等により寝たきりの状態にある者	褥(じよく)瘡(そう)の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有すること。	5 年
特殊尿器	1 下肢又は体幹機能障害が 1 級の障害者等で常時介護を要する学齢児以上のもの 2 難病等により自力で排尿することができない者	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用し得るものであること。	5 年
入浴担架	下肢又は体幹機能障害が 2 級以上の障害者等 (3 歳以上に限る。) で入浴にあたって家族等他人の介助を要するもの	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させることができること。	5 年
体位変換器	1 下肢又は体幹機能障害が 2 級以上の障害者等 (学齢児以上に限る。) で下着交換等にあつ	介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るものであること。	5 年

	て家族等他人の介助を要するもの 2 難病等により寝たきりの状態にある者		
移動用リフト	1 下肢又は体幹機能障害が2級以上の障害者等で3歳以上のもの 2 難病等により下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が対象者を移動させるに当たって、容易に使用し得るものであること。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
訓練いす	下肢又は体幹機能障害が2級以上の障害児で3歳以上のもの	原則として、付属のテーブルをつけるものとする。	3年
訓練用ベッド	1 下肢又は体幹機能障害が2級以上の障害児で3歳以上のもの 2 難病等により下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えていること。	8年
エアークッション	褥瘡の予防のため必要と認められる重度の肢体不自由者及び重度の肢体不自由児	褥瘡を防止するために空気圧を調整する機能を有していること。	5年
入浴補助用具	1 下肢又は体幹機能に障害を有する障害者等（3歳以上に限る。）であって、入浴に介助を必要とするもの 2 難病等により入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るものであること。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年
便器	1 下肢又は体幹機能障害が2級以上の障害者等で学齢児以上のもの 2 難病等により常時介助を要する者	手すり付きなど対象者が容易に使用し得るものであること。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年

T字状・棒状のつえ	下肢又は体幹機能障害により、歩行する際に杖等の支えを要する重度の障害者等	木製又は軽金属製であって、十分な強度を有していること。	3年
移動・移乗支援用具	<p>1 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等に介助を要する3歳以上の重度の障害者等</p> <p>2 難病等により必要と認められる者</p>	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置にあたり、住宅改修を伴うものを除く。</p> <p>ア 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するものであること。</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具であること。</p>	8年
頭部保護帽	<p>1 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害により、歩行に中度又は高度の障害が認められ、起立又は歩行時に転倒し、頭部外傷の危険性がある重度の障害者等</p> <p>2 療育手帳Aの障害者等であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒する危険性があるもの</p>	転倒の際の衝撃から頭部を保護できるものであること。	3年
特殊便器	<p>1 上肢機能障害が2級以上又は療育手帳Aの障害者等（学齢児以上に限る。）であって、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの</p> <p>2 難病等により上肢機能に障害</p>	<p>足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの又は知的障害者若しくは知的障害児を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るものであること。</p> <p>ただし、取替えにあたり住宅改修</p>	8年

	がある者	を伴うものを除く。	
火災警報器	身体障害者手帳２級以上、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳１級若しくは難病等の障害者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する障害者等であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの	室内の火災を煙又は熱により感知して、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせることができること。	８年
自動消火器	身体障害者手帳２級以上、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳１級若しくは難病等の障害者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する障害者等であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火することができること。	８年
電磁調理器	視覚障害が２級以上の身体障害者であって、視覚障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯に属するもの又は療育手帳Aの知的障害者	対象者が容易に使用できるものであること。	６年
歩行時間延長信号機 用小型送信機	視覚障害が２級以上の障害者等で 学齢児以上のもの	対象者が容易に使用しうるものであること。	１０年
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害が２級以上の身体障害者であって、聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯（日常生活上必要と認められる世帯に限る。） に属するもの	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるものであること。	１０年
車載用座位保持装置	平衡機能又は上肢、下肢若しくは 体幹機能の障害により、座位保持	自動車等で移動する際、姿勢を安定させ、走行中の安全を確保する	３年

	が困難である3歳以上の重度の障害児	ものであって、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3章に定める保安基準に適合していること。	
透析液加温器	腎機能障害が3級以上の障害者等（3歳以上に限る。）であって、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行うもの	透析液を加温し、一定温度に保つものであること。	5年
ネブライザー（吸入器）	1 呼吸器機能障害が3級以上の障害者等（同程度の身体障害を有し、必要と認められる障害者等を含む。）であって、学齢児以上のもの 2 難病等により必要と認められる者	対象者又は介護者が容易に使用し得るものであること。	5年
電気式たん吸引器	1 呼吸器機能障害が3級以上の障害者等（同程度の身体障害を有し、必要と認められる障害者等を含む。）であって、学齢児以上のもの 2 難病等により必要と認められる者	対象者又は介護者が容易に使用し得るものであること。	5年
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う障害者等	対象者が容易に使用し得るものであること。	10年
盲人用体温計（音声式）	視覚障害が2級以上の障害者等（学齢児以上に限る。）であって、視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの	対象者が容易に使用し得るものであること。	5年
盲人用体重計	視覚障害が2級以上の障害者であ	対象者が容易に使用し得るもの	5年

	って、視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの	であること。	
盲人用血圧計	視覚障害が2級以上の障害者等	対象者が容易に使用し得るものであること。	5年
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	1 呼吸機能障害が3級以上の障害者等（同程度の身体障害を有すると認められる障害者等を含む。）であって学齢児以上のもの 2 難病等により必要と認められる者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者が容易に使用することができること。	5年
携帯用会話補助装置	音声機能障害若しくは言語機能障害のある障害者等又は肢体不自由のある障害者等（発声若しくは発語に著しい障害を有する者に限る。）であって、学齢児以上のもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用することができること。	6年
情報・通信支援用具	視覚又は上肢機能障害が2級以上の障害者等で学齢児以上のもの	障害者等向けのパーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフトであって、当該生活用具を利用することによってパーソナルコンピュータの操作が容易となるもの	5年
	視覚障害が2級以上の障害者等で学齢児以上のもの	地上デジタル放送を受信できるラジオ（単体のものに限る。）で、対象者が容易に操作できるもの	
	次のいずれかに該当する学齢児以上の者で、円滑かつ迅速な避難の確保のために、当該生活用具が必	市からの緊急情報を受信できるラジオで、対象者が容易に使用できるもの	

	<p>要と認められるもの</p> <p>1 身体障害者手帳1・2級を所持する者</p> <p>2 療育手帳Aを所持する者</p> <p>3 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者</p> <p>4 特定疾患医療受給者証を所持する者のうち重症認定を受けている者</p> <p>5 その他、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者</p>		
点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の障害者であって、要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができる機能を有していること。	6年
点字器	主に情報の発信を点字によっている視覚障害児及び視覚障害者	対象者が容易に使用し得るものであること。	5年
点字タイプライター	視覚障害が2級以上の障害者等（学齢児以上に限る。）であって、就労し、若しくは就学しているものの又は就労が見込まれるもの	対象者が容易に使用し得るものであること。	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害が2級以上の障害者等であって、学齢児以上のもの	音声等により操作ボタンが認識でき、かつ、DAISY方式による録音又は当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し	6年

		得るものであること。	
視覚障害者用活字文 書読上げ装置	視覚障害が2級以上の障害者等であって、学齢児以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用することができるものであること。	6年
視覚障害者用拡大読 書器	視覚障害のある障害者等であって、当該生活用具により文字等を読むことが可能になるもの（学齢児以上に限る。）	画像入力装置を読みたいものの上に置くことにより、拡大された画像、文字等を簡単にモニターに映し出す機能を有していること。	8年
盲人用時計	視覚障害が2級以上の障害者（音声式時計にあっては、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者に限る。）	対象者が容易に使用し得るものであること。	10年
聴覚障害者用通信装 置	聴覚障害のある重度の障害者等又は発声若しくは発語に著しい障害を有する重度の障害者等であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として当該生活用具が必要と認められるもの（学齢児以上に限る。）	一般の電話機に接続することができるもので音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、対象者が容易に使用することができるものであること。	5年
聴覚障害者用情報受 信装置	聴覚障害がある障害者等で、当該生活用具によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者又は聴覚障害児用番組並びに字幕及び手話通訳の映像を合成したテレビ番組を画面に出力する機能を有し、かつ、災害時に聴覚障害者及び聴覚障害児向け緊急信号を受信するもので、対象	6年

		者が容易に使用することができること。	
人工喉頭	喉頭摘出をした重度の障害者等であって、当該生活用具の使用により意思の伝達が可能となるもの	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの又は顎下部等にあてた電動版を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するものであること。	4年
点字図書	視覚障害がある障害者等で主に情報の入手を点字によっているもの	月刊や週刊で発行される雑誌を除く、点字により作成された図書であること(辞書等一括購入しなければならないものを除き、1人につき1年度間6タイトル又は24巻を限度とする。)	—
紙おむつ(紙おむつ、洗腸装具及びサラシ・ガーゼ等衛生用品)	3歳以上の重度の障害者等であって、次のいずれかに該当するもの 1 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の著しいびらん、ストマの変形等のためにストマ用装具を装着することができない者並びに先天性鎖肛を除く先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの	次のいずれかに該当する物品 1 紙おむつ 2 サラシ、ガーゼ及び脱脂綿 3 洗腸装具(耐用期間が6カ月であるもの)	—

	2 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者又は更生相談所等の判定により紙おむつ等の用具類を必要とする者		
ストーマ装具（尿路系）	膀胱機能障害を有する重度の障害者等であって、ストーマを造設しているもの	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で尿処理用のキャップ付のもので、ラテックス製又はプラスチック製のものであること。	—
ストーマ装具（消化器系）	直腸機能障害又は小腸機能障害を有する重度の障害者等であって、ストーマを造設しているもの	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収尿袋であって、ラテックス製又はプラスチック製のものであること。	—
収尿器	排尿機能に障害がある重度の障害者等	1 男性用は、採尿器及び蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけたものであること。 2 女性用は、耐久性ゴム製採尿袋を有するもの及びポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付のものであること。	1年

備考 難病等に係る障害者等を対象としない種目であって、市長が特に必要と認めるものについては、この表の規定にかかわらず、当該難病等に係る障害者等を対象とすることができるものとする。